

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 二六
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 二六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 二六
- 大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあつた件 二七
- 沖合たこご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 二七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 二七

告 示

福島県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市商工観光部にぎわい商業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三―四
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- （変更前）ヒューリック株式会社
代表取締役 吉留 学
- （変更後）ヒューリック株式会社
代表取締役 前田 隆也
- 三 変更した年月日
令和四年三月二十三日
- 四 届出年月日
令和七年四月十八日
- 五 届出をした者
ヒューリック株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数
- （変更前）三箇所
（変更後）二箇所
- 三 変更しようとする年月日
令和七年五月七日
- 四 届出年月日
令和七年四月二十八日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法による変更の届出があつた件(令和七年福島県告示第三十五号)により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年四月二十八日付けで当該届出をした者から取下げの届出があつた。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第六号に掲げるかご漁業につき、規則第十一條第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

沖合たこかご漁業

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 十九隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数七トン未満で、申請のあつた船舶の総トン数以下

三 推進機関の馬力数

申請のあつた推進機関の馬力数以下

四 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成十二年九月三十日現在の所属漁業協同組合

とし、平成十二年十月一日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成十二年九月三十日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深百三十メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深百三十メートル以深の海面

五 漁業時期

令和七年七月一日から同年八月十三日まで

六 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和七年五月九日から同年六月九日まで

(水産課)

公 告

公告第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和七年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 杉山 純一

同 根本 哲

同 川嶋 一雄

同 渡部 益弘

住所

大沼郡会津美里町勝原字竹原二三番地

同 町字高田甲二九八八番地

同 町永井野字下町一九一八番地二

同 町下堀字中川四九八番地

同 町雀林字村東三〇六四番地

(農村計画課)